概　要

被災者の死亡は、業務上の事由によるものと認められるとして、不支給とした原処分を取り消した事例

要　旨

１　事案の概要及び経過

被災者は飲食店に従業員として勤務していたが、同業者のＡ（以下「加害者」という。）が来店し、飲酒を強要した。被災者は、飲酒の強要により意識を消失後に倒れ、救急搬送され入院加療を続けたが、急性アルコール中毒に起因する脳障害により死亡した。

請求人（以下「請求人」という。）は、被災者の死亡は業務上の事由によるものとして、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）に療養補償給付、休業補償給付、遺族補償一時金及び葬祭料を請求したところ、監督署長は、被災者の死亡は業務上の事由によるものとは認められないとして、これを支給しない旨の処分を行った。

２　審査請求の理由

審査請求人は、審査請求の理由として、要旨、次のとおり述べている。

被災者は、業務従事中の受傷に起因して致死の結果を招来させられたもので、業務に起因する災害に該当する被災者であるから、原処分の事実誤認は取り消されなければならない。

３　原処分庁の意見

監督署長は、要旨、次の意見を述べている。

本件災害は、被災者が死亡に至ったのは、加害者の強要による急激・多量のアルコール摂取によるもので、この強要行為は、被災者が、加害者が経営する飲食店の従業員に対して行った行為の報復と認められ、飲食店同士の確執から生じたものとは認められない。
また、客の勧めに応じて飲酒することも被災者に課せられた業務の一部であったとしても、被災者の摂取したアルコール量は、致死量をはるかに超える量であったことから、業務遂行に伴い通常業務に内在する危険が顕在化したものとは認められない。

よって、業務と本件災害との間に相当因果関係は認められず、業務起因性が認められないことから、不支給としたものである。

４　審査官の判断

本件災害は、被災者の勤務する飲食店にて、被災者らに対し飲酒の強要が行われ、これを原因として被災者を死に至らしめた事件であり、災害は、被災者の業務就労中に発生したもので、事業主の支配下にあったものと認められることから、業務遂行性は認められる。

通常業務において被災者は、摂取するアルコールの範囲は自分でコントロールできているものであるが、本件災害のように威嚇されながら、しかも断れば自分や店に何をされるか分からない状況に置かれた場合は、通常業務の中では常識的には断ることができても、このような状況では無理であったと考えるのが妥当である。

アルコール摂取にかかる致死量については、被災者が致死量の判断を正確に分別できる訳ではなく、程度の違いはあるにしても、時として業務中に客から強制的に飲酒させられることは経験則上あり得ることであり、致死量を超えるアルコールを摂取したからといって、業務に起因しない災害であったということはできないものと判断する。

以上から、本件災害は業務遂行性が認められ、明確な加害者の私的怨恨によるものとは断定できず、業務に起因するものと推定することが妥当である。

したがって、監督署長が請求人に対して行った療養補償給付、休業補償給付、遺族補償一時金及び葬祭料を支給しない旨の処分は妥当ではなく、取り消されるべきである。